

伊 勢 市 公 報

第 52 号
平成 20 年 1 月 7 日
月 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例	2
○ 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	17
○ 伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例	19
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	22
○ 伊勢市後期高齢者医療に関する条例	24
○ 伊勢市指定団地企業立地促進条例	29
○ 伊勢市産業支援センター条例	34
○ 伊勢市宇治山田港旅客ターミナル条例	41
○ 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	48
○ 伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例	50
規 則	
○ 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則等の一部を改正する規則	57
○ 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則	66
○ 証明書等自動交付事務取扱規則の一部を改正する規則	70
○ 伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則	72
○ 伊勢市救急業務実施規則の一部を改正する規則	74
病院事業管理規程	
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	80
告 示	
○ 伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理について	89
○ 平成19年度上半期の伊勢市病院事業、水道事業、下水道事業及び認知症対応型共同生活介護事業の業務の状況について	90
○ 伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理について	112
○ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の事業廃止について	113
選挙管理委員会告示	
○ 選挙管理委員会関係	
・ 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について	115
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定取消しについて	118
○ 公共下水道事業受益者負担金の平成 20 年度賦課対象区域の決定について	119
公 告	
○ 農用地利用集積計画の作成について	121
病院事業公告	
○ 職員採用試験の実施について	122

伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を

ここに公布する。

平成 19 年 12 月 27 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第32号

伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年伊勢市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で、任命権者が定める。
第2条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、

任命権者が定める。

第3条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

第3条第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第4条第2項本文中「8日(再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日」を「8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては8日以上)の週休日)」に改め、同条ただし書中「特殊の必要」の次に「(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、「割合で週休日」の次に「(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上)の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)」を加える。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合においては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定め

る場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第 8 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第 12 条第 1 項第 1 号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第 17 条中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

(伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊勢市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の見出しを「(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)」に改め、同条中「場合には、当該育児休業をした期間の 2 分の 1 に相当する」を「場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を 100 分の 100 以下の換算率により換算して得た」に、「昇給日（伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則（平成 18 年伊勢市規則第 27 号）第 8 条に規定する「昇給日」をいう。）」を「職員の昇給を行う日として規則で定める日」に改める。

第 3 条 伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 6 条の 2、第 7 条並びに第 9 条第 1 項及び第 2 項」を「第 7 条、第 8 条、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条及び第 15 条（これらの規定を同法第 17 条において準用する場合を含む。）、第 17 条、第 18 条第 3

項並びに第19条第1項及び第2項」に改める。

第2条第6号中「、育児休業」を「、職員が育児休業」に、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第3条第1号中「、又は出産したことにより、当該育児休業」を「若しくは出産したことにより当該育児休業」に改め、「該当したことにより」の次に「当該育児休業の承認が」を加え、同条第3号を次のように改める。

- (3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第3条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

第5条第1号中「育児休業に係る子を職員」を「職員が育児休業により養育している子を当該職員」に改める。

第12条を第25条とする。

第11条に見出しとして「(部分休業の承認の取消事由)」を付し、同条中「第5条」を「第14条」に改め、同条を第24条とする。

第10条に見出しとして「(部分休業をしている職員の給与の取扱い)」

を付し、同条中「伊勢市職員給与条例」を「給与条例」に改め、同条を第23条とする。

第9条の見出し中「部分休業」の次に「の承認」を加え、同条中「終り」を「終わり」に改め、「、1日を通じて2時間（労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間を承認されている職員については、2時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の様態、通勤の状況等から必要とされる時間について」を削り、同条を第22条とし、同条に次の1項を加える。

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第8条各号列記以外の部分中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条第3号中「部分休業をしようとする時間において、部分休業により養育」を「職員が部分休業により養育しようとする時間において、養育」に、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条を第21条とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

第7条に見出しとして「(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)」を付し、同条を第9条とし、同条の次に次の11条を加える。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 非常勤職員

- (2) 臨時的に任用される職員
- (3) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (4) 伊勢市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
- (5) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員
- (6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員
(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の

期間が終了したこと。

- (3) 育児短時間勤務職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (4) 育児短時間勤務の承認が、第14条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。
- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員につき、次の各号に掲げる勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除いた勤務の形態で、勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）

とする。

- (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。
- (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第13条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第14条 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。
- (2) 育児短時間勤務職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (3) 育児短時間勤務職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情)

第15条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 過員を生ずること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児

休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下「任期付短時間勤務職員」という。)を任期付短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第16条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務職員の給与の取扱い)

第17条 育児短時間勤務職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第4項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により任命権者が定めた勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第7条第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第13条第2項 第2号	再任用短 時間勤務 職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)

第14条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする
第25条第4項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第25条第5項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第25条第6項	規則	育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して規則
第28条第3項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第18条 伊勢市職員退職手当支給条例第6条の4第1項及び第7条第3項の規定の適用については、育児短時間勤務(育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。)をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての伊勢市職員退職手当支給条例第7条第3項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の伊勢市職員退職手当支給条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(任期付短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第19条 第6条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

(任期付短時間勤務職員の給与の取扱い)

第20条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条	規則で定める	規則で定める初任給の基準に従い決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により任命権者が定めた勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第6条第4項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第13条第2項 第2号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」

		という。)
第14条第1項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする
第30条	再任用職員	任期付短時間勤務職員
第38条	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

第6条を第8条とする。

第5条の3の見出し中「期末手当等」を「育児休業をしている職員の期末手当等」に改め、同条第1項中「第42号」を「第42号。以下「給与条例」という。」に改め、同条第2項中「伊勢市職員給与条例」を「給与条例」に改め、同条を第7条とする。

第5条の2の見出し中「任期付採用職員の」を「育児休業に伴う任期付採用に係る」に改め、同条を第6条とする。

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第4条 伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、第28条の5第1項」を「若しくは第28条の5第1項」に改め、同条第2項中「法」を「再任用職員で法」に、「占める職員」を「占めるもの」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

(伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年伊勢市条例第169号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「勤務時間の一部」の次に「(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)」を加える。

第22条中「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項」に改める。

(伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年伊勢市条例第124号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「勤務時間の一部」の次に「(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)」を加える。

第24条見出し中「再任用職員」を「再任用職員等」に改め、同条中「又は第28条の6第1項」を「若しくは第28条の6第1項」に改め、「若しくは第2項」の次に「又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び附則第2項から第4項までの規定は、公布の日から施行する。
(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置)
- 2 この条例の第2条の規定による改正後の伊勢市職員の育児休業等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第6条の規定は、育児休業をした職員が地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第44号)の施行の日(平成19年8月1日。以下「改正法の施行日」という。)以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が改正法の施行日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の際現に育児休業をしている職員が改正法の施行日以後に職務に復帰した場合における改正後の条例第6条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下(当該期間のうち平成19年8月1日前の期間については、2分の1)」とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、市長の定める職員の号給の調整については、他の職員との均衡を失わない範囲で市長が別に定める。

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をこ

こに公布する。

平成 19 年 12 月 27 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 33 号

市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第
39 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

3 平成 20 年 1 月に支給する市長及び副市長の給料の額は、第 1 条の規定
にかかわらず、同条に規定する給料の月額から次に掲げる額を減じた額
とする。

- (1) 市長 給料の月額の 100 分の 20 に相当する額
- (2) 副市長 給料の月額の 100 分の 10 に相当する額

附 則

この条例は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 27 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 34 号

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例

伊勢市手数料徴収条例（平成 17 年伊勢市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中第 21 号から第 24 号までを削り、第 25 号を第 21 号とし、第 26 号を削り、第 27 号を第 22 号とし、同項に次の 2 号を加える。

(23) 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成 19 年法律第 104 号)第 103 条の規定に該当する者

(24) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 136 条の規定に該当する者

別表第 3 の 1 の項中「第 10 条第 1 項」の次に「若しくは第 10 条の 2 第 1 項、第 3 項から第 5 項まで」を加え、「第 117 条の 4 第 1 項」を「第 120 条第 1 項」に改め、同表 2 の項中「第 12 条の 2 第 1 項」を「第 12 条の 2」に、「第 117 条の 4 第 1 項」を「第 120 条第 1 項」に改め、同表 4 の項中「第 12 条の 2 第 1 項」を「第 12 条の 2」に改める。

別表第 4 の 1 の項中「又は第 2 項」を「又は第 12 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項」に改め、同表 2 の項中「第 12 条の 2 第 1 項」を「第 12 条の 4 第 1 項」に改め、同表 4 の項中「第 20 条第 1 項」の次に「、第 3 項又は第 4 項」を加える。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 7 条第 3 項の改正規定（第 24 号を加える部分を除く。） 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 104 号）の施行の日

(2) 別表第 3 の改正規定 戸籍法の一部を改正する法律(平成 19 年法律

第 35 号) の施行の日

- (3) 別表第 4 の改正規定 住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 75 号）の施行の日

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 27 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 35 号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成 17 年伊勢市条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「3 歳に達する日の属する月の翌月」を「6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日の翌日」に改め、同条第 2 号中「3 歳に達する日の属する月」を「6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

（平成 20 年度の仮徴収額の特例）

第 16 条 国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 324 号）附則第 2 条第 3 項の規定により特別徴収（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）第 13 条の規定による改正後の国民健康保険法（以下この条において「平成 20 年 4 月改正国保法」という。）第 76 条の 3 第 1 項に規定する特別徴収をいう。）の方法によって特別徴収対象年金給付（平成 20 年 4 月改正国保法第 76 条の 4 において準用する介護保険法第 135 条第 6 項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。）の支払の際に徴収する保険料額は、平成 19 年度の保険料の算定を第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定により月割をもって行っている場合は、当該月割額に 12（ただし、12 とすることが適当でない場合は、1 以上 12 以下の範囲内において別に定める数とする。）を乗じて得た額を 6 で除して得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市後期高齢者医療に関する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 27 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 36 号

伊勢市後期高齢者医療に関する条例

(趣旨)

第 1 条 本市が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成 19 年三重県後期高齢者医療広域連合条例第 36 号。以下「広域連合条例」という。)に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(本市において行う事務)

第 2 条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成 19 年政令第 318 号)第 2 条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成 19 年厚生労働省令第 129 号)第 6 条及び第 7 条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 広域連合条例第 2 条に規定する葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付
- (2) 広域連合条例第 16 条に規定する保険料の額に係る通知書の引渡し
- (3) 広域連合条例第 17 条第 2 項に規定する保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付
- (4) 広域連合条例第 17 条第 2 項に規定する保険料の徴収猶予の申請に対する三重県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う処分に係る通知書の引渡し
- (5) 広域連合条例第 18 条第 2 項に規定する保険料の減免に係る申請書の提出の受付
- (6) 広域連合条例第 18 条第 2 項に規定する保険料の減免の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し
- (7) 広域連合条例第 19 条本文に規定する申告書の提出の受付
- (8) 前各号に掲げる事務に付随する事務

(保険料を徴収すべき被保険者)

第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。

- (1) 本市に住所を有する被保険者
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際、本市に住所を有していた被保険者
- (3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、本市に住所を有していた被保険者
- (4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、本市に住所を有していた被保険者

(普通徴収に係る保険料の納期)

第4条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。

- (1) 第1期 7月1日から同月31日まで
- (2) 第2期 8月1日から同月31日まで
- (3) 第3期 9月1日から同月30日まで
- (4) 第4期 10月1日から同月31日まで
- (5) 第5期 11月1日から同月30日まで
- (6) 第6期 12月1日から同月26日まで
- (7) 第7期 1月1日から同月31日まで
- (8) 第8期 2月1日から同月28日まで(ただし、閏年は29日まで)

(9) 第9期 3月1日から同月31日まで

2 前項に規定する納期により難い被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該被保険者又は連帯納付義務者（法第108条第2項又は第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。）に対し、その納期を通知しなければならない。

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある場合又は当該額の全額が100円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額は、すべて当該年度の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

（延滞金）

第5条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて得た金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 前項に規定する延滞金額の端数計算については、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の4の2第5項の規定を準用する。

3 第1項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（罰則）

第6条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に

対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第7条 本市は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金(本市が徴収するものに限る。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第8条 前2条の過料の額は、情状により、市長が定める。

2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者(法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。)について普通徴収の方法により保険料を徴収するときは、第4条第1項に規定する納期のうち第1期から第3期の間は徴収を行わず、第4期より徴収を開始するものとする。

3 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。

伊勢市指定団地企業立地促進条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 27 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 37 号

伊勢市指定団地企業立地促進条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市長が規則で定める地域（以下「指定地域」という。）に工場等を設置することを奨励するために第 3 条各号に定める奨励金を交付し、及び第 10 条の規定による土地を貸し付けることにより、本市における産業の振興及び雇用の促進を図り、もって地域の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場等 次に掲げる施設であって、指定地域に新設し、又は増設するものをいう。
 - ア 物品の製造（加工及び修理を含む。）の事業の用に供する施設
 - イ 研究開発、試験、分析又は検査の用に供する施設
 - ウ 情報通信産業に属する事業の用に供する施設
- (2) 事業者 営利の目的をもって事業を行う者をいう。
- (3) 指定事業者 第 5 条第 1 項に規定する指定の要件を満たす者をいう。
- (4) 常時雇用従業員 工場等において通常の状態の下に常時雇用する従業員（日々雇い入れられる者を除く。）をいう。

(奨励措置)

第 3 条 市長は、指定事業者に対し、奨励措置として、次に掲げる奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することができる。

- (1) 設備投資奨励金
- (2) 用地取得奨励金
- (3) 雇用奨励金

(奨励金の交付基準及び交付額)

第4条 奨励金の交付基準及び交付額は、次のとおりとする。

- (1) 設備投資奨励金 指定地域に進出する指定事業者に対し、その指定地域内における事業の開始後、最初に固定資産税が賦課される年度の翌年度から5年間交付するものとし、その額は、当該指定事業者の立地に係る土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税額に相当する金額に100分の100を乗じて得た額とする。
- (2) 用地取得奨励金 指定地域に進出する指定事業者が立地に係る用地を3,000平方メートル以上取得し、かつ、その取得にかかる費用の全額の支払後において、当該取得にかかる費用に相当する額に100分の30を乗じて得た額を、当該取得にかかる費用の支払日の属する年度の翌年度に交付するものとする。ただし、第2条第1号イ又はウの工場等については、3,000平方メートル未満であっても交付できるものとする。
- (3) 雇用奨励金 指定地域において操業を開始した日から3年以内において1回に限り、指定事業者が本市在住の常時雇用従業員（1年以上継続して雇用されている者に限る。）を5人以上雇用している場合で、常時雇用従業員の数に20万円を乗じて得た額（その額が600万円を超えるときは、600万円とする。）を、当該申請のあった年度の翌年度に交付するものとする。

(指定の要件)

第5条 奨励措置の適用を受けることができる事業者は、規則で定める条件（設備投資奨励金に限る。）を満たし、かつ、市長が適当と認め指定した事業者とする。

2 市長は、前項に規定する指定の際、必要な条件を付することができる。

(指定の申請)

第6条 事業者は、第3条各号に掲げる奨励措置の適用を受けようとするときは、その旨を市長に申請し、その指定を受けなければならない。

(変更の届出)

第7条 指定事業者は、前条の指定に係る申請の内容を変更しようとするときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消等)

第8条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定を取り消すことができる。

- (1) 指定事業者が第5条第1項に規定する指定の要件を欠くことになったとき。
- (2) 指定事業者が第5条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 指定事業者が事業を廃止し、又は休止したとき。
- (4) 賦課された市税に滞納があるとき。
- (5) 工場等をその事業以外の用途に供したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しをした指定事業者に対し、既に交付した奨励金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(報告及び調査)

第9条 市長は、指定事業者に対し、工場等の立地その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(事業用借地)

第10条 市長は、事業者に対し、指定地域内で市が取得した土地を、事業所の設置を行う土地として借地借家法（平成3年法律第90号）第24条に定める事業用借地権を適用して貸し付けることができる。

- 2 前項の適用を受けることができる事業者は、借り受ける土地において速やかに事業所を設置し、かつ、事業を開始しようとするもののうち、市長が適当と認めたものとする。

(他の制度との調整)

第 11 条 この条例は、伊勢市工場等誘致奨励条例（平成 17 年伊勢市条例第 146 号）による奨励金の交付を受けている事業者は、適用しない。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(検討及び見直し)

- 2 この条例の施行後 3 年を超えない期間ごとに、この条例又はこの条例に基づく規則（以下「条例等」という。）が本市にふさわしいものであるか検討するものとする。
- 3 本市は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、条例等で規定する諸制度及び指定地域について見直す等必要な措置を講ずるものとする。

伊勢市産業支援センター条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 27 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 38 号

伊勢市産業支援センター条例

(設置)

第 1 条 本市の産業の活性化と雇用の安定及び確保を図るため、内発型事業及び誘致型事業を推進する施設として、伊勢市産業支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 センターの位置は、伊勢市朝熊町 4383 番地 469 に置く。

(事業)

第 3 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 企業支援に関すること。
- (2) 起業支援に関すること。
- (3) 企業誘致に関すること。
- (4) 伝統工芸育成支援に関すること。
- (5) 材料試験に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事業

(施設)

第 4 条 センターに、次に掲げる施設を置く。

- (1) 本棟
 - ア 事務室
 - イ 研修室
 - ウ 起業家支援室
 - エ 起業準備支援室
 - オ 相談室・ミーティングルーム
 - カ 図書コーナー
 - キ 開放試験室

(2) 実習棟

ア 材料試験室

イ 実習室

ウ 漆芸室

エ 作業実習室

(使用対象者)

第5条 センターの使用対象者は、本市内において地域産業の振興につながる事業を行っているもの及びその事業を行おうとするものとする。

(使用又は委託の許可)

第6条 センターを使用しようとする者又は第3条第5号に規定する材料試験を委託しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可に関しセンターの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないものとする。

(1) 公共の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) センターの建物、設備又は付属器具（以下「建物等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) センターの管理上支障があると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、第6条第1項に規定する許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用

の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限し、若しくは使用の許可に付した条件を変更することができる。

- (1) 使用者が偽りその他不正な手段によって許可を受けたとき。
- (2) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は市長が指示した事項に違反したとき。
- (3) 前条の規定に該当する事由が発生したとき。
- (4) 天災その他の事由により使用できなくなったとき。
- (5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により使用できなくなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 センターの使用により、又は前項に規定するセンターの使用の許可の取消し若しくは使用の停止若しくは制限若しくは使用の許可に付した条件の変更により損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合はこの限りでない。

(使用料又は手数料)

第9条 使用者は、別表に定める使用料又は手数料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要な事由があると認めるときは、使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の使用料又は手数料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない事由によりセンターの使用ができなくなったときその他市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第10条 使用者は、許可を受けた目的以外にセンターを使用することができない。

2 使用者は、センターを使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第 11 条 使用者は、その使用が終了したとき、又は第 8 条第 1 項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、その使用した建物等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第 12 条 センターの使用者その他センターを使用する者が故意又は過失により建物等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(運営協議会の設置)

第 13 条 市長は、センターの運営に関し必要な協議をするため、伊勢市産業支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(伊勢市工芸指導所条例の廃止)

2 伊勢市工芸指導所条例(平成 17 年伊勢市条例第 148 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、この条例による廃止前の伊勢市工

芸指導所条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第9条関係）

1 使用料

種 別	単 位	金額（円）	備 考
起業家支援室	月額	12,910	
起業準備支援室A	〃	4,200	
起業準備支援室B	〃	3,150	
研修室	1時間当たり	1,050	
開放試験室	〃	1,050	規則に定める機械等の備品以外を使用する場合
材料試験室	〃	1,050	〃
実習室	〃	520	
漆芸室	〃	520	
作業実習室	〃	1,050	規則に定める機械等の備品以外を使用する場合

備考 本市市民又は本市に事務所を有する法人、団体等以外のものの使用に係る使用料は、上記で定める使用料（起業家支援室及び起業準備支援室を除く。）の2倍の額とする。

2 手数料

種 別	単 位	金額（円）	備 考
曲げ	1項目につき	3,670	この表に定めがない試験については、市長が別に定める額とする。
曲げ弾性率	〃	3,670	
引張り	〃	3,670	
引張り弾性率	〃	3,670	
圧縮	〃	3,670	
せん断	〃	3,670	
硬さ	〃	520	
衝撃	〃	3,150	
ガラス含有率	〃	2,100	
試料調整	1試料につき	11,020	
成績証明書の発行	1通	5,250	

備考 本市市民又は本市に事務所を有する法人、団体等以外のものの依頼に係る手数料は、上記で定める手数料の2倍の額とする。

伊勢市宇治山田港旅客ターミナル条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 27 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 39 号

伊勢市宇治山田港旅客ターミナル条例

(設置)

第 1 条 伊勢湾における伊勢市宇治山田港からの海上旅客交通を整備し、市民の新たな交通手段を確保するとともに、伊勢志摩地域を訪れる旅行者の利便性を確保するため伊勢市宇治山田港旅客ターミナル（以下「ターミナル施設」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 ターミナル施設は、伊勢市下野町 653 番地 1 に置く。

(施設)

第 3 条 ターミナル施設に、次に掲げる施設を置く。

- (1) ターミナル建屋
- (2) 駐車場
- (3) 緑地
- (4) ターミナル広場（以下「広場」という。）
- (5) 修景護岸
- (6) 係留施設（公共浮棧橋及び渡り橋）

(指定管理者による管理)

第 4 条 市長は、ターミナル施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に施設の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 広場及び係留施設（以下「施設等」という。）の利用に係る許可に関する業務

- (2) ターミナル施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ターミナル施設の管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務
(開館時間等)

第6条 ターミナル施設の開館時間は、午前6時から午後11時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、施設等の利用できる時間帯は、午前9時から午後10時までとする。ただし、ターミナル施設を母港とする定期便船舶の利用時間は、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(休業日)

第7条 ターミナル施設は、無休とする。ただし、指定管理者はターミナル施設の管理上特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休業することができる。

(利用の許可)

第8条 施設等を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に関しターミナル施設の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の不許可)

第9条 指定管理者は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用を許可しないものとする。

- (1) 公共の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等の管理上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を不相当と認めるとき。

(利用の許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、第8条第1項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用の許可を取り消し、又はその利用を停止し、若しくは制限し、若しくは施設等の利用の許可に付した条件を変更することができる。

- (1) 利用者が偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。
- (2) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者が指示した事項に違反したとき。
- (3) 前条の規定に該当する事由が発生したとき。
- (4) 天災その他の事由により利用できなくなったとき。
- (5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

2 施設等の利用により、又は前項に規定する施設等の利用の許可の取消し若しくは利用の停止若しくは制限若しくは利用の許可に付した条件の変更により損害が生じても、市又は指定管理者はその賠償の責めを負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合は、この限りでない。

(利用料金)

第11条 利用者は、指定管理者に施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が定める。

ただし、係留施設への船舶の係留利用については、無料とする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

4 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第 12 条 指定管理者は、公益上特別の事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第 13 条 既納の利用料金は、還付しないものとする。ただし、利用者の責めに帰さない事由により施設等の利用ができなくなったときその他指定管理者が公益上特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外利用等の禁止)

第 14 条 利用者は、許可を受けた目的以外に施設等を利用することができない。

2 利用者は、施設等を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等の制限)

第 15 条 利用者は、施設等の利用のために特別の設備若しくは装飾をし、又は備付け以外の器具を持ち込み利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復義務)

第 16 条 利用者は、その利用が終了したとき、又は第 10 条第 1 項の規定により、利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、

その利用した施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第 17 条 ターミナル施設の利用者その他ターミナル施設を利用する者が故意又は過失によりターミナル施設を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表（第 11 条関係）

ターミナル広場利用料金

時間区分 利用区分	午前	午後	夜間	全日	時間外 又は超 過時間	備 考
	9 時～ 12 時	13 時～ 17 時	18 時～ 22 時	9 時～ 22 時	1 時間 当り	
平日	円 3,000	円 4,000	円 6,000	円 13,000	円 1,000	
土、日曜日及 び祝祭日	4,500	6,000	8,000	19,500	1,500	

備考 超過時間が 1 時間未満の場合は、1 時間とする。

伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の設置等に関する条例の一部を改

正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 27 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 40 号

伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例

伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の設置等に関する条例（平成 17
年伊勢市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

別表家賃の項中「32,000 円」を「42,000 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 27 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 41 号

伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員給与条例（平成 17 年伊勢市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「6,000 円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち 1 人については 6,500 円、職員）」を「6,500 円（職員）」に改める。

第 11 条第 3 項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第 3 号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となった」に改める。

第 28 条第 2 項第 1 号中「100 分の 72.5」を「100 分の 77.5」に改める。

別表中

「 を 「

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
134,000	183,800	221,100
135,100	185,600	223,000
136,200	187,400	224,900
137,300	189,200	226,800
138,400	190,800	228,600
139,500	192,600	230,600

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
135,600	185,800	222,900
136,700	187,600	224,800
137,900	189,400	226,700
139,000	191,200	228,500
140,100	192,800	230,200
141,200	194,600	232,100

140,600	194,400	232,600	142,300	196,400	234,000
141,700	196,200	234,600	143,400	198,200	235,800
142,800	198,000	236,600	144,500	200,000	237,700
144,100	199,800	238,600	145,900	201,800	239,600
145,400	201,600	240,600	147,200	203,600	241,500
146,700	203,400	242,600	148,500	205,400	243,400
148,000	205,000	244,600	149,800	207,000	245,300
149,500	206,900	246,600	151,300	208,900	247,200
151,000	208,800	248,600	152,800	210,800	249,000
152,500	210,700	250,600	154,400	212,700	250,800
153,800	212,600	252,600	155,700	214,600	252,600
155,300	214,600	254,600	157,200	216,500	254,600
156,800	216,600	256,600	158,700	218,400	256,600
158,300	218,600	258,600	160,200	220,300	258,600
159,700	220,400	260,500	161,600	222,000	260,500
162,300	222,400	262,400	164,300	223,900	262,400
164,900	224,400	264,300	166,900	225,800	264,300
167,500	226,400	266,200	169,500	227,700	266,200
170,200	228,300	268,200	172,200	229,500	268,200
171,900	230,200	270,100	173,900	231,300	270,100
173,600	232,100	272,000	175,600	233,100	272,000

175,300	234,000	273,900
176,800	235,700	275,800
178,600	237,300	277,700
180,400	238,900	279,600
182,200	240,500	281,500
183,800	242,100	283,200
185,300	243,700	285,100
186,800	245,300	287,000
188,300	246,900	288,900
189,600	248,400	290,600
190,900	250,000	292,400
192,200	251,600	294,200
193,500	253,200	296,000
194,900	254,600	297,900
196,200	256,000	299,600
197,500	257,400	301,300
198,800	258,800	303,000
200,000	260,100	304,700
201,300	261,500	306,400
202,600	262,900	308,100
203,900	264,300	309,800

177,300	234,900	273,900
178,800	236,500	275,800
180,600	238,000	277,700
182,400	239,500	279,600
184,200	241,000	281,500
185,800	242,500	283,200
187,300	244,000	285,100
188,800	245,500	287,000
190,300	247,100	288,900
191,600	248,400	290,600
192,900	250,000	292,400
194,200	251,600	294,200
195,500	253,200	296,000
196,900	254,600	297,900
198,200	256,000	299,600
199,500	257,400	301,300
200,800	258,800	303,000
202,000	260,100	304,700
203,300	261,500	306,400
204,600	262,900	308,100
205,900	264,300	309,800

205,100	265,600	311,300	207,100	265,600	311,300
206,300	266,900	312,900	208,200	266,900	312,900
207,500	268,200	314,500	209,300	268,200	314,500
208,700	269,500	316,100	210,400	269,500	316,100
210,000	270,600	317,800	211,600	270,600	317,800
211,100	271,900	319,400	212,600	271,900	319,400
212,200	273,200	321,000	213,600	273,200	321,000
213,300	274,500	322,600	214,600	274,500	322,600
214,400	275,700	324,100	215,600	275,700	324,100
215,500	276,800	325,300	216,600	276,800	325,300
216,600	277,900	326,500	217,600	277,900	326,500
217,700	279,000	327,700	218,600	279,000	327,700
218,800	280,200	328,800	219,600	280,200	328,800
219,900	281,200	329,800	220,600	281,200	329,800
221,000	282,200	330,800	221,600	282,200	330,800
222,100	283,200	331,800	222,600	283,200	331,800
223,000	284,200	332,700	223,400	284,200	332,700
224,100	285,100	333,500	224,400	285,100	333,500
225,200	286,000	334,300	225,400	286,000	334,300
226,300	286,900	335,100	226,500	286,900	335,100

に改める。

第2条 伊勢市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第28条第2項第1号中「100分の77.5」を「100分の75」に、「100分の92.5」を「100分の95」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

(適用)

2 第1条の規定による改正後の伊勢市職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定（第28条第2項第1号の規定を除く。）は、平成19年4月1日から適用する。

3 改正後の給与条例第28条第2項第1号の規定は、平成19年12月1日から適用する。

(平成19年4月1日から施行の日の前日までの間における異動者の号給)

4 平成19年4月1日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の伊勢市職員給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、市長の定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

5 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の給与条例の規定により新たに給料表の適用を受けることになった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又

は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 6 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(勤勉手当の特例)

- 7 別表一般職給料表の職務の級6級の職員の勤勉手当については、改正後の給与条例第28条第2項第1号の規定にかかわらず、この条例の適用の日から平成20年3月31日までの間は、「100分の77.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則等の一部を改

正する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 27 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 48 号

伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則等の一部
を改正する規則

(伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則（平成
18 年伊勢市規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の前の見出しを「(研修、表彰等による昇給)」に改め、同条第
2 号中「若しくは顕彰」を「又は顕彰」に改める。

別表第 5 中

「		「	
	34		33
	34		34
	35		34
	35		34
	36		35
	36		35
	37		35
	37		36
	38		36
	38	を	36
	39		37
	39		37
	40		38
	40		38
	41		39
	41		39

に改める。

42
42
43

40
40
41

」

」

(伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(平成18年伊勢市規則第24号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「	1 級	2 級	を	1 級	2 級	「
	給料月額	給料月額		給料月額	給料月額	
	円	円		円	円	
	120,200	171,200		121,600	172,600	
	121,100	172,700		122,500	174,100	
	122,000	174,200		123,500	175,600	
	122,900	175,700		124,400	177,100	
	123,900	177,100		125,400	178,500	
	124,900	178,600		126,400	180,000	
	125,900	180,100		127,400	181,500	
	126,900	181,600		128,400	183,000	
	127,700	183,100		129,200	184,500	
	128,700	184,400		130,200	185,700	

129,700	185,700	131,200	187,000
130,700	187,000	132,300	188,300
131,500	188,400	133,100	189,700
132,500	189,600	134,100	190,800
133,500	190,800	135,100	192,000
134,500	192,000	136,100	193,200
135,600	193,300	137,200	194,400
136,800	194,600	138,400	195,600
138,000	195,900	139,600	196,700
139,200	197,200	140,800	197,800
140,300	198,300	141,900	198,800
141,500	199,600	143,100	200,000
142,700	200,900	144,300	201,200
143,900	202,200	145,500	202,400
145,100	203,600	146,700	203,600
146,600	204,900	148,200	204,900
148,100	206,200	149,700	206,200
149,600	207,500	151,200	207,500
151,000	208,800	152,600	208,800
152,500	210,100	154,100	210,100
154,000	211,400	155,600	211,400

155,500	212,700	157,100	212,700
157,000	213,800	158,600	213,800
158,800	215,200	160,400	215,200
160,600	216,600	162,200	216,600
162,400	218,000	164,000	218,000
164,200	219,200	165,800	219,200
165,900	220,500	167,500	220,500
167,600	221,800	169,200	221,800
169,300	223,100	170,900	223,100
170,900	224,200	172,500	224,200
172,300	225,400	173,900	225,400
173,700	226,600	175,300	226,600
175,100	227,800	176,700	227,800
176,600	229,000	178,200	229,000
178,000	230,200	179,600	230,200
179,400	231,400	181,000	231,400
180,800	232,600	182,400	232,600
182,100	233,800	183,700	233,800
183,300	235,000	184,900	235,000
184,500	236,200	186,100	236,200
185,700	237,400	187,300	237,400

186,800	238,600	188,400	238,600
187,900	239,600	189,500	239,600
189,000	240,600	190,600	240,600
190,100	241,600	191,700	241,600
191,200	242,700	192,800	242,700
192,300	243,700	193,900	243,700
193,400	244,700	195,000	244,700
194,500	245,700	196,100	245,700
195,600	246,700	197,200	246,700
196,600	247,600	198,100	247,600
197,600	248,500	199,000	248,500
198,600	249,400	199,900	249,400
199,400	250,400	200,600	250,400
200,300	251,200	201,400	251,200
201,200	252,000	202,200	252,000
202,100	252,800	203,000	252,800
203,000	253,600	203,800	253,600
203,700	254,200	204,400	254,200
204,400	254,800	205,000	254,800
205,100	255,400	205,600	255,400

205,900	255,900	206,300	255,900
206,700	256,400	207,000	256,400
207,500	256,900	207,700	256,900
208,300	257,400	208,500	257,400

に改める。

(伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(平成17年伊勢市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第19条第1号中「100分の145」を「100分の155」に改める。

第4条 伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第19条第1号中「100分の155」を「100分の150」に、「100分の185」を「100分の190」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則の規定(別表第5に係る部分に限る。)及び第2条の規定による改正後の伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(以下「改正後の技能労務職員給与規則」という。)の規定は平成19年4月1日から、第3条の規定による改正後の伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(以下「改正後の手当支給規則」という。)の規定は平成19年12月1日から適用する。

(伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 平成19年4月1日からこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、第2条の規定による改正前の伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(以下「改正前の技能労務職員給与規則」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の改正後の技能労務職員給与規則の規定による当該適用又は異動の日における号給は、市長の定めるところによる。
- 4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の技能労務職員給与規則の規定により新たに給料表の適用を受けることになった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の技能労務職員給与規則の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の技能労務職員給与規則の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 改正後の技能労務職員給与規則の規定を適用する場合には、改正前の技能労務職員給与規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の技能労務職員給与規則の規定による給与の内払とみなす。

(伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 6 伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市条例第42号)別表の職務の級の区分のうち6級に該当する職員の期末手当の成績率については、改正後の手当支給規則第19条第1号の規定にかかわらず、平成19年12月

1日から平成20年3月31日までの間は、「100分の155」とあるのは「100分の145」とする。

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

平成 19 年 12 月 27 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 49 号

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則
第 92 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「療育手帳」の次に「、障害者手帳(精神障害者保健福
祉手帳)」を加え、「、健康手帳、伊勢市寿バス券」を削り、「会員証、預金
通帳、貯金通帳、キャッシュカード、クレジットカード、公共料金領収書、
不動産賃貸契約書等」を「会員証等」に改める。

第 19 条第 1 項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げるとおりとする」
を「別に市長が定める」に改め、同条各号を削る。

様式第 11 号を次のように改める。

印鑑登録証明書交付申請書

係 点検

(あて先) 伊勢市長

次のとおり印鑑登録カード(証)を添えて申請します。

印鑑登録カード(証)種別				
新伊勢	旧伊勢	旧二見	旧小俣	旧御苗

登録番号		必要な通数	通
フリガナ		性別	○をつけて下さい。
必要な人の氏名 〔印鑑登録カード(証)の名義人の氏名〕			男・女
必要な人の住所 〔印鑑登録カード(証)の名義人の住所〕	伊勢市		
フリガナ			
あなたの氏名	生年月日 年 月 日		
あなたの住所	□「必要な人の住所」と同じ ※あなたが印鑑登録カード(証)の名義人でない場合は書いて下さい。		

注意：印鑑登録カード(証)の提示がない場合、印鑑登録カード(証)名義人の本人申請であっても証明書を交付することができません。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後について適用し、施行の日の前日までになされた手続きその他の行為については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

証明書等自動交付事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 27 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 50 号

証明書等自動交付事務取扱規則の一部を改正する規則

証明書等自動交付事務取扱規則（平成 17 年伊勢市規則第 91 号）の一部を次のように改正する。

別表伊勢市小俣北部保健福社会館の項中「及び祝日の翌日」を削り、「1 月 5 日から 12 月 27 日」を「1 月 4 日から 12 月 28 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 27 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 51 号

伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市営住宅管理条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 170 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 に次のように加える。

高倉団地駐車場	伊勢市二俣 2 丁目 5 番 28 号	12 区画
西豊浜団地駐車場	伊勢市西豊浜町 5437 番地	143 区画
	伊勢市西豊浜町 5439 番地	
	伊勢市西豊浜町 5440 番地	

別表第 3 に次のように加える。

高倉団地駐車場	2,500 円	12 台
西豊浜団地駐車場	1,000 円	143 台

附 則

この規則は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢市救急業務実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 27 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 52 号

伊勢市救急業務実施規則の一部を改正する規則

伊勢市救急業務実施規則（平成 17 年伊勢市規則第 164 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条及び第 28 条中「救急出場報告書」を「救急活動報告書」に改める。

様式第 1 号中「救急出場報告書番号」を「救急活動報告書番号」に改める。

様式第 5 号から第 7 号までを次のように改める。

救急活動報告書

出場番号	第 号	覚知方法		覚知年月日	
出場隊		出場車両		事故種別	
発生場所区分		[発生場所区分_中分類]		傷病者人数	
出場場所					
時間経過	覚知	転院元病院		覚知～現着	分
	出場	転院理由		現着～現発	分
	現場到着	転送元病院		現発～病着	分
	傷病者接触	転送理由		病着～引揚	分
	車内収容	元病院到着時刻		引揚～帰署	分
	現場出発	元病院引揚時刻		出場～帰署	分
	病院到着				
	病院引揚				
	帰署				
傷病者	住 所			職 業	
	氏 名	生年月日（歳）	（ 歳）	性別	
傷病者バイタル	意識	呼吸	脈拍	血圧	瞳孔
		回/分	回/分	/	右: mm 左: mm
	表情	顔貌・皮膚	SPO ₂	体温	心電図波形
			%	℃	
使用資器材					
応急処置					
救命処置					
収容医療機関名			傷 病 名		
引継医師名		疾 病 分 類	傷 病 程 度		
既 往 症			服 用 薬 剤		
活 動 概 要					
上記のとおり報告します。					
救急隊員名	隊長	機関員	隊員		
			氏名	印	

救 急 票						番 号						
出場年月日(曜日)		平成 年 月 日 ()			関係者連絡		済()・未					
経過時間		覚 知	時 分	現場到着	時 分	傷病者収容		時 分				
傷病者 住所		都 道	市	町 村	番 地	府 県	郡	丁 目				
氏名 生年月日		フリガナ	氏 名	(男・女)	年	月	日	生				
電話番号 職業		Tel	()	職 業	()	()	()	()				
受 傷 ・ 発 生 機 転	概 要		聴取先: 本人・家族()・関係者()・救急隊現認・他()				距 離					
							出場～現場 km					
							現場～病院 km					
	主訴・自覚症状等		あり なし 不明(理由) 痛みの部位() 性状()									
	主な症状・病態		なし 不明 意識障害 頭痛 めまい 悪心・嘔吐 しびれ 歩行困難 痙攣 胸部・絞扼感 動悸 呼吸困難 咳、痰 咯血 背部痛 腰痛 腹痛 下痢 吐血 下血 発熱 脱力感・ぐったり 鼻出血 性器出血 打撲部位の痛み 創傷 その他									
	鋭的外傷		なし 不明 刺された(刺した 刺さった) 切られた(切った) 撃たれた(撃った) その他									
鈍的外傷		なし 不明 車外放出 同乗者の死亡 車に轢かれた 車に撥ね飛ばされた 車の高度な損傷 救出所要時間20分以上 車の横転 転倒したバイクと運転手の距離 自動車と自転車の衝突 自動車と歩行者の衝突 機械器具に巻き込まれた 体幹部が挟まれた 高所墜落(6m以上) その他										
その他の発生機転		なし 不明 熱傷 中毒(農薬 医薬品 工業用品 ガスその他) 環境要因 なし 不明 高温 低温 急減圧 高山 酸欠 放射線										
安全措置		なし 不明 ヘルメット(着 脱 未着) シートベルト(有 無) チャイルドシート(有 無) エアバック(作動有 作動無)										
全 身 観 察	神 経 系		瞳 孔	正常 右()mm 左()mm 不明 縮小(右・左・両) 散大(右・左・両) 共同偏視 斜偏視	対光反射	正常 不明 鈍い(右・左・両) 消失(右・左・両)	運動麻痺	なし 不明 上肢(右・左・両) 下肢(右・左・両) 感覚麻痺 なし 不明 上肢(右・左・両) 下肢(右・左・両)	言語	なし 不明 失語・構音障害あり 失禁 なし 不明 失禁(尿・便)		
	頭・顔面 頸部 状態		なし 不明 ブラックアイ バトル徴候 耳出血 鼻出血 口腔内出血 項部硬直 頸静脈怒張 後頸部圧痛 気管偏位 皮下気腫 嗄声 気道熱傷	胸 部	状態 呼吸音正常 なし 不明 呼吸音減弱(右・左) フレイルチェスト 開放性気胸 胸壁圧痛(右・左) 皮下気腫 性状 正常 不明 連続性(喘鳴) 不連続性(ラ音)	腹 部・骨 盤	正常 不明 腹部圧痛 反跳痛 筋性防御 腹部膨隆 骨盤動揺 性器出血	四 肢	動揺・変形 なし 不明 大腿(右・左) 下腿・足部(右・左) 上腕(右・左) 前腕・手(右・左) 切断・離断 なし 不明 大腿(右・左) 下腿・足部(右・左) 上腕(右・左) 前腕・手(右・左)	主 創 傷	部位 なし 不明 頭 顔面 頸 胸 腹 腰背部 四肢 性状 不明 打撲痕 挫創 切創 刺創 杖創 索状痕 熱傷 電流斑 熱傷 なし 不明 I度()%部位() II度()%部位() III度()% 部位()	
	その他		死亡徴候	四肢硬直 その他 (露出部冷感 顎頸部硬直 被覆部冷感 角膜混濁 全身硬直)	死斑	部位 ()	妊娠	週	()	()	()	
	表 情		正常 苦悶 興奮 不穏 無表情 泣く 虚脱 自発性欠如 その他()	顔 貌・皮 膚	正常 蒼白 紅潮 チアノーゼ 土気色 黄染 乾燥 その他()	体 位 管 理	仰臥位 座位 半座位 側臥位(右・左) 腹臥位 下肢挙上 膝屈曲仰臥位 損傷部位高位 その他	出 血	性状 なし 不明 外出血 咯血 吐血 下血 性器出血 部位() 出血量 不明 少(滲出的で少量) 中(少・多以外) 多(生命に危険を及ぼす量)	痙 攣	なし 不明 あり(全身・間代性・強直性) 嘔吐・嘔気 なし 不明 あり(嘔吐・嘔気)	
	麻 痺		なし 不明 あり(右半身 左半身 単麻痺 対麻痺) 意識喪失(LOC)	なし 不明 あり(時刻 頃～ 頃)	意 識 障 害	なし JCS GCS (E- V- M-) アプガースコア 点	呼 吸	なし ()回/分 正常 胸部挙上不十分 喘鳴 陥没 チェンストクス 下顎 失調性 その他異常呼吸 左右差あり	脈 拍	なし ()回/分 正常 微弱 不整 左右差 (橈骨 総頸 大腿 足背 その他)	血 圧	測定不能 / / / 触診 自動 聴診
	SpO ₂		測定不能 % % % 体 温	測定不能 °C	心 電 図	測定不能 洞調律 頻脈 徐脈 心室性期外収縮 ST変化 心室細動 心室頻脈 無脈性電気活動 心静止 その他	バ イ ス タ ン ダ ー 処 置	なし 不明 心肺蘇生法 胸骨圧迫 人工呼吸 市民によるAED (実施時刻) (推定・確定・不明) 観察 体位管理 気道確保 異物除去 止血 頭部固定 骨折の固定 創の洗浄・被覆 移動 その他()	救 急 隊 応 急 処 置	止血 固定 保温 被覆 人工呼吸 胸骨圧迫 心肺蘇生法 酸素吸入(l/分× 分) 気道確保() 除細動(初回実施時刻 時 分/施行回数 回) 静脈路確保 薬剤投与(初回実施時刻 時 分/施行回数 回) その他()		
	備 考		上記のとおり傷病者を搬送しました。 なお、感染症の患者であると診断した時は、直ちに消防本部に連絡してください。 伊勢市消防署 救急隊長 (医療機関名及び医師の署名又は押印)									

救急救命処置録

		出場番号	
		救命処置番号	作成者
気道確保		除細動	
気道確保		除細動	
指示要請時刻		指示要請時刻	指示有無：
実施時刻		開始時刻	
実施場所		実施場所	
方法／使用器具：		除細動器	
		最終波形	
サイズ： (mm) カフ容量： (ml)		確認時刻：	確認時刻：
固定位置： (cm)		1回目： (J)	7回目： (J)
		2回目： (J)	8回目： (J)
換気 [換気][換気_その他]		3回目： (J)	9回目： (J)
		確認時刻：	確認時刻：
酸素投与 [酸素投与量](L/分) [酸素投与回数](回/分)		4回目： (J)	10回目： (J)
		5回目： (J)	11回目： (J)
結果 [気道確保_結果]		6回目： (J)	12回目： (J)
中止・未実施理由：		中止・未実施理由：	
実施者資格		実施者資格	
氏名		氏名	

静脈路確保		医師連携	
静脈路確保		医師の指導	
指示要請時刻		指導無し理由	
実施時刻		要請時刻	
実施場所		実施者氏名	
血管確保部位		要請内容：	
選択針	サイズ： (G)		
輸液量	(ml/h)		
薬剤投与	初回投与実施時刻：	指示・指導医氏名：	所属病院：
	施行回数： (回)	指示時刻	
	薬剤：	指示・指導内容：	
結果			
中止・未実施理由：		医師連携による医師の処置：	
実施者資格		実施者：	
氏名		医師事後連絡	日付： 時刻：

備考： [救命処置_備考]	
------------------	--

附 則

この規則は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のよ

うに定める。

平成19年12月27日

伊勢市病院事業管理者 世古口 務

伊勢市病院事業管理規程第10号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「			を「		
1級	2級	3級	1級	2級	3級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円	円	円
134,000	183,800	221,100	135,600	185,800	222,900
135,100	185,600	223,000	136,700	187,600	224,800
136,200	187,400	224,900	137,900	189,400	226,700
137,300	189,200	226,800	139,000	191,200	228,500
138,400	190,800	228,600	140,100	192,800	230,200
139,500	192,600	230,600	141,200	194,600	232,100
140,600	194,400	232,600	142,300	196,400	234,000
141,700	196,200	234,600	143,400	198,200	235,800
142,800	198,000	236,600	144,500	200,000	237,700
144,100	199,800	238,600	145,900	201,800	239,600
145,400	201,600	240,600	147,200	203,600	241,500
146,700	203,400	242,600	148,500	205,400	243,400
148,000	205,000	244,600	149,800	207,000	245,300
149,500	206,900	246,600	151,300	208,900	247,200
151,000	208,800	248,600	152,800	210,800	249,000
152,500	210,700	250,600	154,400	212,700	250,800
153,800	212,600	252,600	155,700	214,600	252,600
155,300	214,600	254,600	157,200	216,500	254,600
156,800	216,600	256,600	158,700	218,400	256,600
158,300	218,600	258,600	160,200	220,300	258,600
159,700	220,400	260,500	161,600	222,000	260,500
162,300	222,400	262,400	164,300	223,900	262,400
164,900	224,400	264,300	166,900	225,800	264,300

167,500	226,400	266,200	169,500	227,700	266,200
170,200	228,300	268,200	172,200	229,500	268,200
171,900	230,200	270,100	173,900	231,300	270,100
173,600	232,100	272,000	175,600	233,100	272,000
175,300	234,000	273,900	177,300	234,900	273,900
176,800	235,700	275,800	178,800	236,500	275,800
178,600	237,300	277,700	180,600	238,000	277,700
180,400	238,900	279,600	182,400	239,500	279,600
182,200	240,500	281,500	184,200	241,000	281,500
183,800	242,100	283,200	185,800	242,500	283,200
185,300	243,700	285,100	187,300	244,000	285,100
186,800	245,300	287,000	188,800	245,500	287,000
188,300	246,900	288,900	190,300	247,100	288,900
189,600	248,400	290,600	191,600	248,400	290,600
190,900	250,000	292,400	192,900	250,000	292,400
192,200	251,600	294,200	194,200	251,600	294,200
193,500	253,200	296,000	195,500	253,200	296,000
194,900	254,600	297,900	196,900	254,600	297,900
196,200	256,000	299,600	198,200	256,000	299,600
197,500	257,400	301,300	199,500	257,400	301,300
198,800	258,800	303,000	200,800	258,800	303,000
200,000	260,100	304,700	202,000	260,100	304,700
201,300	261,500	306,400	203,300	261,500	306,400
202,600	262,900	308,100	204,600	262,900	308,100
203,900	264,300	309,800	205,900	264,300	309,800
205,100	265,600	311,300	207,100	265,600	311,300
206,300	266,900	312,900	208,200	266,900	312,900
207,500	268,200	314,500	209,300	268,200	314,500
208,700	269,500	316,100	210,400	269,500	316,100
210,000	270,600	317,800	211,600	270,600	317,800
211,100	271,900	319,400	212,600	271,900	319,400
212,200	273,200	321,000	213,600	273,200	321,000
213,300	274,500	322,600	214,600	274,500	322,600
214,400	275,700	324,100	215,600	275,700	324,100

215,500	276,800	325,300		216,600	276,800	325,300	
216,600	277,900	326,500		217,600	277,900	326,500	
217,700	279,000	327,700		218,600	279,000	327,700	
218,800	280,200	328,800		219,600	280,200	328,800	
219,900	281,200	329,800		220,600	281,200	329,800	
221,000	282,200	330,800		221,600	282,200	330,800	
222,100	283,200	331,800		222,600	283,200	331,800	
223,000	284,200	332,700		223,400	284,200	332,700	
224,100	285,100	333,500		224,400	285,100	333,500	
225,200	286,000	334,300		225,400	286,000	334,300	
226,300	286,900	335,100	」	226,500	286,900	335,100	」

に改める。

別表第2中

「		を「	
1級	2級	1級	2級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
120,200	171,200	121,600	172,600
121,100	172,700	122,500	174,100
122,000	174,200	123,500	175,600
122,900	175,700	124,400	177,100
123,900	177,100	125,400	178,500
124,900	178,600	126,400	180,000
125,900	180,100	127,400	181,500
126,900	181,600	128,400	183,000
127,700	183,100	129,200	184,500
128,700	184,400	130,200	185,700
129,700	185,700	131,200	187,000
130,700	187,000	132,300	188,300
131,500	188,400	133,100	189,700
132,500	189,600	134,100	190,800
133,500	190,800	135,100	192,000
134,500	192,000	136,100	193,200

135,600	193,300	137,200	194,400
136,800	194,600	138,400	195,600
138,000	195,900	139,600	196,700
139,200	197,200	140,800	197,800
140,300	198,300	141,900	198,800
141,500	199,600	143,100	200,000
142,700	200,900	144,300	201,200
143,900	202,200	145,500	202,400
145,100	203,600	146,700	203,600
146,600	204,900	148,200	204,900
148,100	206,200	149,700	206,200
149,600	207,500	151,200	207,500
151,000	208,800	152,600	208,800
152,500	210,100	154,100	210,100
154,000	211,400	155,600	211,400
155,500	212,700	157,100	212,700
157,000	213,800	158,600	213,800
158,800	215,200	160,400	215,200
160,600	216,600	162,200	216,600
162,400	218,000	164,000	218,000
164,200	219,200	165,800	219,200
165,900	220,500	167,500	220,500
167,600	221,800	169,200	221,800
169,300	223,100	170,900	223,100
170,900	224,200	172,500	224,200
172,300	225,400	173,900	225,400
173,700	226,600	175,300	226,600
175,100	227,800	176,700	227,800
176,600	229,000	178,200	229,000
178,000	230,200	179,600	230,200
179,400	231,400	181,000	231,400
180,800	232,600	182,400	232,600
182,100	233,800	183,700	233,800
183,300	235,000	184,900	235,000
184,500	236,200	186,100	236,200

185,700	237,400	187,300	237,400
186,800	238,600	188,400	238,600
187,900	239,600	189,500	239,600
189,000	240,600	190,600	240,600
190,100	241,600	191,700	241,600
191,200	242,700	192,800	242,700
192,300	243,700	193,900	243,700
193,400	244,700	195,000	244,700
194,500	245,700	196,100	245,700
195,600	246,700	197,200	246,700
196,600	247,600	198,100	247,600
197,600	248,500	199,000	248,500
198,600	249,400	199,900	249,400
199,400	250,400	200,600	250,400
200,300	251,200	201,400	251,200
201,200	252,000	202,200	252,000
202,100	252,800	203,000	252,800
203,000	253,600	203,800	253,600
203,700	254,200	204,400	254,200
204,400	254,800	205,000	254,800
205,100	255,400	205,600	255,400
205,900	255,900	206,300	255,900
206,700	256,400	207,000	256,400
207,500	256,900	207,700	256,900
208,300	257,400	208,500	257,400

に改める。

別表第3中

1級	2級	を「	1級	2級
給料月額	給料月額		給料月額	給料月額
円	円		円	円
235,200	322,200		237,700	323,400
237,700	325,300		240,200	326,500

240,200	328,400	242,700	329,600
242,700	331,500	245,200	332,700
245,100	334,400	247,600	335,600
248,900	337,800	251,400	338,900
252,700	341,200	255,200	342,200
256,500	344,600	259,000	345,500
260,100	347,800	262,600	348,600
264,100	351,200	266,600	351,800
268,100	354,600	270,600	355,000
272,100	358,000	274,600	358,200
276,000	361,300	278,500	361,300
280,000	365,000	282,500	365,000
284,000	368,700	286,500	368,700
288,000	372,400	290,500	372,400
291,800	376,000	294,300	376,000
295,500	378,800	297,900	378,800
299,200	381,600	301,500	381,600
302,900	384,400	305,100	384,400
306,700	387,300	308,800	387,300
310,600	389,900	312,600	389,900
314,500	392,500	316,300	392,500
318,400	395,100	320,000	395,100
322,100	397,500	323,600	397,500
325,100	399,800	326,500	399,800
328,100	402,100	329,300	402,100
331,100	404,400	332,100	404,400
334,200	406,800	335,000	406,800
336,800	408,900	337,400	408,900
339,400	411,000	339,800	411,000
342,000	413,100	342,200	413,100

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公表の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
(平成19年4月1日から施行の日の前日までの間における異動者の号給)

2 平成19年4月1日からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この規程による改正前の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(以下「改正前の給与規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(以下「改正後の給与規程」という。)の規定による当該適用又は異動の日における号給は、管理者の定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の給与規程の規定により新たに給料表の適用を受けることになった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(補則)

5 附則第3項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要

な事項については、市長部局の一般職の職員の例による。

伊勢市告示第 127 号

伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第 15 条第 2 項の規定により、廃物認定外放置自動車を次のとおり告示します。

この放置自動車の所有者等又はこの放置自動車の所有者等に心当たりのある方は、申し出てください。

なお、この告示の日の翌日から起算して 6 月を経過しても申出がないときは、当該放置自動車を不要物として処分します。

平成 19 年 12 月 18 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 廃物認定外放置自動車

整 理 番 号	1908			
警告書はり付け日	平成 19 年 10 月 29 日			
放 置 場 所	伊勢市通町地内 市道黒瀬 15 号線			
放置自 動車の 形態等	メーカー名	日産	塗 色	黒色
	車 名	サニー	自動車登録 番 号	不明
	型式・種別	不明・不明	車 台 番 号	不明

2 申出先 伊勢市都市整備部維持課管理係

(電話 0596-21-5589)

伊勢市告示第 128 号

平成 19 年度上半期の伊勢市病院事業、水道事業、下水道事業及び認知症対応型共同生活介護事業の業務の状況について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日までの伊勢市病院事業、水道事業、下水道事業及び認知症対応型共同生活介護事業の業務の状況を次のとおり公表します。

平成 19 年 12 月 18 日

伊勢市長 森 下 隆 生

平成19年度上半期伊勢市病院事業の業務状況

1. 事業の概況

今期におきましては、医師数の減少などにより前年度同期と比べて患者数が減少し財政事情は非常に厳しいところでありますが、引き続き公的医療機関として、市民の医療福祉の増進を図るとともに、諸経費の節減に努めながら、合理的運営に努力してまいりました。

病院の利用状況といたしましては、延べ入院患者数46,046人、延べ外来患者数94,503人、健診者数5,148人となり、前年度と比較いたしますと、入院患者数におきましては、9,302人の減少、外来患者数におきましても、30,539人の減少、健診者数におきましても、605人の減少となりました。

事業収支におきましては、事業収益3,024,263千円（内一般会計負担金150,000千円を含む）、事業費用2,986,829千円で収支差引37,434千円の純利益を生じました。

しかし、下半期におきましては、退職金、その他諸経費等の増高が見込まれ、経営の合理化にもかかわらず、今後の運営は一層の厳しさを増すことが予測されます。

一方、資本的収入におきましては、一般会計からの負担金50,000千円、寄附金1,000千円の計51,000千円に対し、支出では医療用器械備品の購入費に10,496千円、企業債元金の償還に141,718千円の計152,214千円となっております。

以上が平成19年度上半期における主な概況であります。今後の事業運営につきましては、地域住民の医療福祉の向上に努めるとともに、健全経営に一層の努力をいたす所存であります。

2. 職員に関する事項

(単位：人)

年 月 日	医 師	医療技術職員	看護(准)師	事務職員	その他の職員	嘱 託	計
19.3.31	46	61	230	18	26	69	450
19.9.30	44	58	224	20	25	75	446

* 医師数に事業管理者を含む。

3. 経理の状況

平成19年 4月 1日から

平成19年 9月30日まで

(1) 平成19年度伊勢市病院事業予算執行状況

(単位:円)

区 分	予 算 額 A	予算執行額 B	予 算 残 額	B / A %	備 考
(収益的収入)					
病院事業収益	6,716,242,000	3,034,446,164	3,681,795,836	45.2	
医業収益	6,072,482,000	2,751,043,229	3,321,438,771	45.3	
健診収益	240,662,000	110,432,472	130,229,528	45.9	
医業外収益	402,998,000	172,970,463	230,027,537	42.9	
特別収益	100,000	0	100,000	0.0	
(収益的支出)					
病院事業費用	6,879,775,000	3,007,796,952	3,871,978,048	43.7	
医業費用	6,385,426,000	2,918,599,575	3,466,826,425	45.7	
健診費用	145,204,000	63,445,972	81,758,028	43.7	
医業外費用	348,045,000	25,751,405	322,293,595	7.4	
特別損失	100,000	0	100,000	0.0	
予備費	1,000,000	0	1,000,000	0.0	
(資本的収入)					
資本的収入	480,000,000	51,000,000	429,000,000	10.6	
企業債	380,000,000	0	380,000,000	0.0	
負担金	100,000,000	50,000,000	50,000,000	50.0	
寄附金	0	1,000,000	1,000,000	-	
(資本的支出)					
資本的支出	769,689,000	152,213,756	617,475,244	19.8	
建設改良費	480,000,000	10,495,905	469,504,095	2.2	
企業債償還金	289,689,000	141,717,851	147,971,149	48.9	

平成19年 4月 1日から
平成19年 9月30日まで

(2) 平成19年度伊勢市病院事業損益計算書

(単位:円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
病院事業費用	2,986,828,593	病院事業収益	3,024,262,509
医業費用	2,898,385,165	医業収益	2,747,153,152
給 与 費	1,696,914,331	入院収益	1,760,973,656
材 料 費	664,012,195	外来収益	914,669,392
経 費	376,893,124	その他医業収益	71,510,104
雑 支 出	0	健診収益	105,226,928
減価償却費	152,497,598	健診収益	105,226,928
資産減耗費	914,895	医業外収益	171,882,429
研究研修費	7,153,022	受取利息及び	
その他医業費用	0	配当金	0
健診費用	62,707,761	他会計補助金	0
給 与 費	34,528,518	他会計負担金	150,000,000
材 料 費	6,968,399	国庫補助金	0
経 費	14,585,542	その他医業外収益	21,882,429
減価償却費	6,625,302	特別利益	0
医業外費用	25,735,667	過年度損益修正益	0
支払利息及び企			
業債取扱諸費	25,420,907		
繰延勘定償却	0		
雑 損 失			
(消費税雑損失)	0		
負 担 金	0		
医業外雑費	314,760		
特別損失	0		
予 備 費	0		
当期純利益	37,433,916		
合 計	3,024,262,509	合 計	3,024,262,509

平成19年9月30日

(3) 平成19年度伊勢市病院事業貸借対照表

(単位:円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	3,607,857,978	流動負債	1,741,085,350
有形固定資産	3,602,897,343	一時借入金	1,350,000,000
土地	1,125,595,145	未払金	377,060,939
建物	5,330,068,318	医業未払金	372,510,869
構築物	296,438,161	その他未払金	4,550,070
器械備品	3,304,354,477	その他流動負債	14,024,411
車両	5,217,388	預り金	2,840,756
減価償却累計額	6,458,776,146	預り有価証券	1,000,000
無形固定資産	4,960,635	仮受消費税	10,183,655
電話加入権	3,562,685	資本金	1,268,217,706
施設利用権	1,397,950	自己資本金	510,318,431
流動資産	1,094,824,158	借入資本金	757,899,275
現金預金	69,682,557	企業債	757,899,275
現金	1,135,000	剰余金	2,291,560,775
預金	68,547,557	資本剰余金	4,093,495,772
未収金	948,154,350	受贈財産評価額	169,801,214
医業未収金	946,308,275	国庫補助金	101,869,000
医業外未収金	1,846,075	他会計補助金	389,320,000
貯蔵品	23,296,529	工事負担金	53,395,358
薬品	15,146,322	寄附金	39,000,000
診療材料	8,076,119	補助金	15,110,200
給食材料	74,088	他会計負担金	3,325,000,000
前払金	115,000	欠損金	1,801,934,997
前払金	115,000	前年度未処理欠損金	1,801,934,997
その他流動資産	53,575,722	当期純利益	37,433,916
保管有価証券	0		
仮払消費税	53,575,722		
繰延勘定	635,615,611		
退職給与金	635,615,611		
退職給与金	635,615,611		
合 計	5,338,297,747	合 計	5,338,297,747

4 . 平成 1 8 年度伊勢市病院事業報告書

〔 1 〕 概 況

(1) 総括事項

病院の経営環境は、診療報酬の連続マイナス(今年度はマイナス3.16%)改定や、また全国的な勤務医不足、看護師不足により、大変厳しくなっています。

当院もその例外でなく、新たな卒後臨床研修制度の影響により、地域における医師の絶対数の減少による医師偏在、一部診療科目の極端な勤務医不足のなか、医師確保が困難な大変厳しい状況となっていますが、二次救急を行う地域の中核病院として、良質かつ高度の医療を提供できるよう、市民の皆様信頼される病院を目指し、医療提供体制の確保と医療水準の向上に努力してまいりました。

本年度の病院利用状況につきましては、延べ入院患者数106,273人(1日平均291人)、延べ外来患者数242,094人(1日平均988人)、健診者数11,640人(1日平均41人)となり、前年度と比較いたしますと、入院患者数におきましては、14,708人の減少となり、外来患者数におきましても、14,553人の減少、健診者数におきましても、26人の減少となりました。

収益的収支の状況につきましては、収入として、一般会計負担金350,000千円を含み、事業収益6,606,566千円となり、支出におきましては、総支出額6,948,353千円となり、収支差引341,787千円の単年度純損失を生ずる結果となりました。

資本的収支におきましては、収入として、一般会計からの負担金100,000千円と寄附金の5,100千円の計105,100千円に対し、支出では資産購入費83,168千円、企業債元金の償還に341,949千円、退職給与金178,279千円となり、このうち資産購入費の主なものとして、電子内視鏡システム(5,590千円)、超音波診断装置(5,250千円)、多項目自動血球分析装置(12,600千円)、HCUモニタリングシステム(5,145千円)、大動脈内バルーンポンプ(8,925千円)等の導入並びにその他更新整備を図ったところであります。

資本的総支出額といたしましては、603,396千円となり、収支差引498,296千円の不足額を生じましたが、一時借入金で措置いたしました。

以上が主な概況であります。当年度未処理欠損金が、18億1百余万円(前年度未処理欠損金14億6千余万円)を有しておりますので、今後も医療サービスの向上に努めながら経費の節減、合理化等経営改善に努め、健全経営に努力をいたす所存であります。

平成19年度 上半期伊勢市水道事業の業務状況

1 事業の概要

今期の水道事業は、給水の安定及び有収率の向上を図り、効率的な維持管理を行うため、年次計画に基づく老朽配水本管の更新や増口径管への布設替工事のほか、配水本管の未整備地区への新規布設工事、施設の整備改良工事等を実施するとともに、下水道工事などに伴う配水本管の布設替工事等を実施しました。

また、窓口業務、料金請求事務等につきましては、業務委託を継続し、受託業者による閉開栓業務を新たに4月から開始いたしました。

事業運営面では、平成19年9月末現在、配水量におきましては前年同期に比し1.4%減少し、有収水量におきましても、0.8%減少となりました。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き事業収益1,449,815千円、事業費用1,107,035千円の執行となり、342,780千円の純利益を生じました。

一方、資本的収支におきましては、収入35,202千円、支出384,290千円となり、349,088千円の収支不足となりました。

今後につきましても、事業費用を圧迫する受水費、企業債償還金等の諸経費とともに、計画的な施設の整備改良事業の推進などにより、事業運営が厳しくなることが予測されますが、あくまで独立採算制の堅持を第一目標とし、経費節減はもとより、公共性と経済性の調和を図りながら効率的な運営に努め、給水の安定、市民サービスの向上になお一層の努力を重ねる所存であります。

2 給水状況

(1) 給水戸数と給水人口

区 分		H18.9.30	H19.9.30	増 減	増減率 (%)
上水道	給水戸数	53,768戸	53,650戸	118戸	99.8%
	給水人口	136,072人	135,087人	985人	99.3%
簡易水道	給水戸数	65戸	65戸	0戸	100.0%
	給水人口	114人	116人	2人	101.8%

(2) 給水収益(税込み)

(単位 千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	収 入 率 (%)
上水道	1,473,697	1,208,453	82.0
簡易水道	865	620	71.7

(3) 配水量と有収水量

(単位 m³)

区 分		H18.9.30	H19.9.30	増 減	増減率 (%)
上水道	配水量	9,444,312	9,310,209	134,103	98.6%
	有収水量	8,143,367	8,074,818	68,549	99.2%
	有収率 (%)	86.2	86.7	0.5	
簡易水道	配水量	6,509	6,353	156	97.6%
	有収水量	5,077	4,738	339	93.3%
	有収率 (%)	78.0	74.6	3.4	

3 職員に関する事項

(単位 人)

区 分	職員	技能労務 職員	嘱託職員	計
H19. 3 .31	23	18	4	45
H19. 9 .30	19	17	4	40

4 経理の状況

(単位 円)

(1)平成19年度伊勢市水道事業予算執行状況		平成19年 4月 1日 から 平成19年 9月 30日 まで		
区 分	予算額(A)	執行額(B)	予算残額	B/A %
(収益的収支)				
水道事業収益	3,054,168,000	1,522,067,620	1,532,100,380	49.8
営業収益	2,973,145,000	1,478,047,005	1,495,097,995	49.7
営業外収益	79,278,000	43,154,187	36,123,813	54.4
簡易水道収益	1,745,000	866,428	878,572	49.7
水道事業費用	2,822,772,000	1,135,059,070	1,687,712,930	40.2
営業費用	2,456,689,170	1,003,491,611	1,453,197,559	40.8
営業外費用	349,602,830	130,304,375	219,298,455	37.3
簡易水道費用	5,480,000	1,263,084	4,216,916	23.0
予備費	11,000,000	0	11,000,000	0.0
(資本的収支)				
資本的収入	808,298,000	35,202,485	773,095,515	4.4
企業債	391,600,000	0	391,600,000	0.0
負担金	405,698,000	35,202,485	370,495,515	8.7
出資金	11,000,000	0	11,000,000	0.0
資本的支出	2,285,727,000	384,289,695	1,901,437,305	16.8
建設改良費	1,810,648,000	150,047,385	1,660,600,615	8.3
償還金	475,079,000	234,242,310	240,836,690	49.3

(単位 円)

(2)平成19年度伊勢市水道事業損益計算書		平成19年4月1日から 平成19年9月30日まで	
		借 方	貸 方
水道事業費用	1,107,035,132	水道事業収益	1,449,815,290
営業費用	975,794,407	営業収益	1,407,830,136
原水費	467,821,903	給水収益	1,403,569,900
配水及び給水費	122,950,447	受託工事収益	2,741,700
受託工事費	5,225,629	その他営業収益	1,518,536
総係費	83,648,318	営業外収益	41,159,888
減価償却費	296,130,000	受取利息及び配当金	1,132,780
その他営業費用	18,110	雑収益	349,390
営業外費用	130,007,661	朝熊山分担金	2,285,718
支払利息及び 企業債取扱諸費	120,791,629	加入金	37,392,000
雑支出	4,582,262	簡易水道収益	825,266
朝熊山雑支出	4,633,770	給水収益	824,266
簡易水道費用	1,233,064	雑収益	1,000
簡易水道費	1,233,064		
当期純利益	342,780,158		
合計	1,449,815,290	合計	1,449,815,290

(単位 円)

(3)平成19年度伊勢市水道事業貸借対照表		平成19年9月30日	
借 方		貸 方	
固 定 資 産	18,121,883,092	固 定 負 債	514,190,126
有 形 固 定 資 産	17,905,570,248	引 当 金	514,190,126
土 地	1,342,416,307	退 職 給 与 引 当 金	214,750,857
建 物	762,966,830	修 繕 引 当 金	299,439,269
減 価 償 却 累 計 額	△ 316,447,444	流 動 負 債	150,633,320
構 築 物	22,719,824,587	未 払 金	76,237,480
減 価 償 却 累 計 額	△ 8,114,141,500	貯 蔵 品 購 入 未 払 金	4,371,245
機 械 及 び 装 置	2,892,419,745	営 業 未 払 金	71,866,235
減 価 償 却 累 計 額	△ 1,614,100,959	預 り 金	1,617,360
車 両 運 搬 具	30,822,409	預 り 金	1,617,360
減 価 償 却 累 計 額	△ 20,637,377	そ の 他 流 動 負 債	72,778,480
工 具、器 具 及 び 備 品	61,344,199	仮 受 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	72,778,480
減 価 償 却 累 計 額	△ 49,721,978	資 本 金	10,461,295,335
建 設 仮 勘 定	210,825,429	自 己 資 本 金	4,014,986,697
無 形 固 定 資 産	166,258,269	固 有 資 本 金	33,622,511
施 設 利 用 権	152,121,912	繰 入 資 本 金	511,500,000
ソ フ ト ウ ェ ア	14,136,357	組 入 資 本 金	3,469,864,186
投 資	50,054,575	借 入 資 本 金	6,446,308,638
投 資 有 価 証 券	50,054,575	企 業 債	6,446,308,638
流 動 資 産	3,360,968,500	剰 余 金	10,356,732,811
現 金 預 金	1,656,875,629	資 本 剰 余 金	9,362,815,020
現 金	160,000	受 贈 財 産 評 価 額	1,931,969,363
預 金	1,656,715,629	負 担 金	4,921,346,446
未 収 金	403,076,265	補 助 金	512,467,018
営 業 未 収 金	401,223,328	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,997,032,193
営 業 外 未 収 金	1,783,637	利 益 剰 余 金	993,917,791
そ の 他 未 収 金	69,300	建 設 改 良 積 立 金	180,675,329
有 価 証 券	499,176,500	未 処 分 利 益 剰 余 金	813,242,462
有 価 証 券	499,176,500		
貯 蔵 品	30,155,400		
原 材 料	30,155,400		
短 期 貸 付 金	600,000,000		
短 期 貸 付 金	600,000,000		
前 払 金	120,690,000		
工 事 前 払 金	108,690,000		
そ の 他 前 払 金	12,000,000		
そ の 他 流 動 資 産	50,994,706		
仮 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	33,668,806		
前 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	17,325,900		
合 計	21,482,851,592	合 計	21,482,851,592

5 平成18年度決算の状況

平成18年度の水道事業は、給水の安定及び有収率の向上を図り、効率的な維持管理を行うため、年次計画に基づく老朽配水本管の更新や増口径管への布設替工事のほか、配水本管の未整備地区への新規布設工事や施設の整備改良工事のほか、下水道工事などに伴う配水本管布設替工事等を実施しました。

また、平成18年12月から二見町の水道料金を、旧伊勢市の料金体系に合わせた改正を行いました。

事業運営面では、給水戸数は53,630戸で前年度より288戸増加し、有収率は87.2%で前年度に比し0.2ポイントの増加となりましたが、需要者の節水意識の浸透、節水機器の普及等により、年間配水量は18,456千立方メートルで前年度に比し1.5%の減少、有収水量は、16,090千立方メートルで前年度に比し1.3%の減少となりました。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き事業収益3,041,454千円、事業費用2,570,992千円の執行となり、470,462千円の純利益を生じ、当年度未処分利益剰余金は470,462千円となりました。

一方、資本的収支におきましては、収入214,794千円、支出1,175,137千円の執行となり、建設改良費繰越財源667千円を除くと、961,010千円の収支不足となりましたが、損益勘定留保資金、建設改良積立金等で補てんいたしました。

また、資本的収支の収入において109,098千円、支出において226,983千円を翌年度に繰越しました。

以上が本年度における事業の概要であります。今後も有収水量が年々減少していく深刻な状況下で、事業費用を圧迫する受水費、企業債償還金等の諸経費とともに、計画的な施設の整備改良事業を推進する必要があり、事業運営が厳しくなることが予測されますが、あくまで独立採算制の堅持を第一目標とし、経費節減はもとより、公共性と経済性の調和を図りながら効率的な運営に努め、給水の安定、市民サービスの向上になお一層の努力を重ねる所存であります。

平成 19 年度 上半期伊勢市下水道事業の業務状況

1 事業の概要

今期の下水道事業（汚水）は、平成 11 年度から平成 18 年度にかけて整備を推進してきました流域関連公共下水道の第 1 期事業認可区域に引き続き、第 2 期事業認可区域の下水管渠の幹線及び面整備工事等の整備を推進し、公共用水域の水質保全や住環境の改善のため普及率の向上に努めています。平成 19 年 9 月末で、流域関連公共下水道については、511.7ha の地域において供用を開始し、これにより、伊勢市の下水道普及率は、27.4%となりました。

下水道事業（雨水）は、馬瀬川排水区内の馬瀬第 1 ポンプ場及び御菌町小林ポンプ場の建設を平成 16 年度から実施し、平成 19 年度は、平成 18 年度に引き続き、機械・電気設備工事を進めています。溝口排水区のポンプ場については、平成 18 年度に No. 2 ポンプ場の整備を完了し、平成 19 年度は、ポンプ場への流入水路の整備を進めています。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き事業収益 884,534 千円、事業費用 774,233 千円の執行となり、110,301 千円の純利益を生じました。

一方、資本的収支におきましては、収入 722,701 千円、支出 1,340,023 千円となり、617,322 千円の収支不足となりました。

今後につきましても計画的な施設の整備を実施するとともに、更に経費の節減と合理化を推進しながら、お客様サービスの向上に鋭意努力する所存であります。

2 下水道普及率

(平成 19 年 9 月 30 日現在)

	行政区域内人口 (A)	処理区域内人口 (B)	普及率 (B/A)
計	136,056人	37,261人	27.4%

3 職員に関する事項

(単位 人)

区分	職員	技能労務職員	嘱託職員	計
H19. 3. 31	41	2	3	46
H19. 9. 30	38	2	3	43

4 経理の状況

(単位 円)

(1) 平成19年度伊勢市下水道事業予算執行状況		平成19年4月1日から 平成19年9月30日まで		
		区 分	予算額 (A)	執行額 (B)
(収益的収支)				
下水道事業収益	1,880,499,000	894,014,366	986,484,634	47.5
営業収益	472,707,000	260,193,533	212,513,467	55.0
営業外収益	1,407,791,000	633,820,833	773,970,167	45.0
特別利益	1,000	0	1,000	0.0
下水道事業費用	1,914,782,000	780,064,644	1,134,717,356	40.7
営業費用	1,333,712,000	566,892,606	766,819,394	42.5
営業外費用	576,569,000	213,172,038	363,396,962	37.0
特別損失	1,000	0	1,000	0.0
予備費	4,500,000	0	4,500,000	0.0
(資本的収支)				
資本的収入	8,261,172,000	722,701,000	7,538,471,000	8.7
企業債	4,681,000,000	0	4,681,000,000	0.0
負担金	411,572,000	306,301,000	105,271,000	74.4
国庫補助金	3,168,600,000	416,400,000	2,752,200,000	13.1
資本的支出	9,111,836,000	1,340,023,081	7,771,812,919	14.7
建設改良費	8,567,146,000	1,079,195,613	7,487,950,387	12.6
企業債償還金	544,390,000	260,816,568	283,573,432	47.9
受益者負担金返還金	300,000	10,900	289,100	3.6

(単位 円)

(2) 平成19年度伊勢市下水道事業損益計算書		平成19年4月1日から 平成19年9月30日まで	
		借	貸
	方		方
下水道事業費用	774,232,545	下水道事業収益	884,534,405
営業費用	561,130,271	営業収益	250,723,522
汚水管渠費	4,153,205	下水道使用料	189,400,226
雨水管渠費	354,154	他会計負担金	61,000,000
流域下水道 維持管理負担金	40,093,334	その他営業収益	323,296
処理場費	62,777,242	営業外利益	633,810,883
普及促進費	12,425,676	受取利息及び配当金	325,000
業務費	42,897,267	他会計負担金	236,000,000
総係費	29,985,305	他会計補助金	397,000,000
汚水減価償却費	314,475,289	雑収益	485,883
雨水減価償却費	53,968,799		
営業外費用	213,102,274		
支払利息及び 企業債取扱諸費	211,695,572		
雑支出	1,406,702		
当期純利益	110,301,860		
合 計	884,534,405	合 計	884,534,405

(単位 円)

(3) 平成19年度伊勢市下水道事業貸借対照表		平成19年9月30日	
借 方		貸 方	
固定資産	48,353,135,243	固定負債	5,766,000
汚水有形固定資産	34,099,476,020	引当金	5,766,000
土地	333,762,771	修繕引当金	5,766,000
立木	3,119,863	流動負債	10,485,878
建物	1,158,173,521	預り金	1,005,917
減価償却累計額	△ 79,585,216	預り金	1,005,917
構築物	27,588,463,024	その他流動負債	9,479,961
減価償却累計額	△ 994,920,013	仮受消費税及び 地方消費税	9,479,961
機械及び装置	3,852,470,208	資本金	30,623,676,090
減価償却累計額	△ 486,782,374	自己資本金	5,621,230,769
車両運搬具	2,505,312	固有資本金	5,621,230,769
減価償却累計額	△ 1,871,566	借入資本金	25,002,445,321
工具、器具及び 備品	24,826,407	企業債	25,002,445,321
減価償却累計額	△ 15,167,415	剰余金	19,396,251,995
建設仮勘定	2,714,481,498	資本剰余金	19,310,128,116
雨水有形固定資産	7,255,152,562	受贈財産評価額	187,953,122
土地	628,180,473	他会計負担金	1,115,831,302
建物	2,267,711,232	受益者負担金	1,555,179,679
減価償却累計額	△ 24,722,987	工事負担金	170,888,748
構築物	2,463,504,520	周辺環境整備事業 負担金	199,619,400
減価償却累計額	△ 41,826,917	他会計補助金	700,980,604
機械及び装置	1,488,959,570	補助金	15,303,824,286
減価償却累計額	△ 98,265,729	その他資本剰余金	75,850,975
工具、器具及び 備品	3,771,849	利益剰余金	86,123,879
減価償却累計額	△ 50,411	未処分利益剰余金	86,123,879
建設仮勘定	567,890,962		
汚水無形固定資産	6,948,452,086		
施設利用権	37,730,977		
流域下水道施設 利用権	6,906,211,776		
電話加入権	75,000		
ソフトウェア	4,434,333		
投資	50,054,575		
投資有価証券	50,054,575		
流動資産	1,683,044,720		
現金預金	823,391,800		
現金	120,000		
預金	823,271,800		
未収金	223,205,798		
営業未収金	92,651,928		
営業外未収金	131,670		
その他未収金	130,422,200		
前払金	584,505,240		
工事前払金	579,464,000		
その他前払金	5,041,240		
その他流動資産	51,941,882		
仮払消費税及び 地方消費税	51,941,882		
合 計	50,036,179,963	合 計	50,036,179,963

5 平成 18 年度決算の状況

平成 18 年度の下水道事業は、汚水処理事業として平成 11 年度より整備を進めてきました流域関連公共下水道事業の第 1 期事業を完了し、平成 18 年 6 月 1 日に旧伊勢市、二見町、御菌町の合計 459.8ha の区域で供用を開始しました。第 2 期事業においては、平成 17 年度より事業に着手し、平成 18 年度は汚水幹線築造及び管渠の面整備工事等を進めました。小俣公共下水道事業においては、汚水管渠関連舗装工事等を行いました。

雨水対策事業としては、雨水排水路の築造を行い、雨水管路の整備・拡充を図るとともに、ポンプ場の建設を進めました。

また、旧伊勢市、二見町、御菌町区域の下水道使用料については、流域関連公共下水道事業の供用開始時（平成 18 年 6 月 1 日）に単価の統一をいたしました。

今後については、汚水処理・雨水対策事業ともに供用及び稼働区域においては適正な維持管理に努め、汚水施設整備を行っている区域においては計画に基づき供用区域の拡大を目指し、生活環境の改善と公共用水域の水質改善を進めていきます。また、雨水対策事業では、計画に基づき管路の整備及びポンプ場の建設等を進め、浸水被害の防止に取り組んでいきます。

イ 普及状況及び雨水整備状況について

平成18年度末における処理区域面積は、904.9ha、処理区域内人口は、35,541人で平成17年度末に比べそれぞれ、459.8ha、19,831人増加し、普及率は26.1%になりました。一方、水洗化戸数は7,167戸で平成17年度末に比して2,265戸増加しました。

また、雨水管渠布設延長は、7,037mとなり、平成17年度末に比べ838m増加しました。

ロ 業務量、収益的収支及び資本的収支について

平成18年度における業務量は、有収水量2,003,455 m^3 、処理水量2,084,706 m^3 となりました。（二見特定環境保全公共下水道事業は、従量料金制とした8月調定分より含む。流域関連公共下水道事業は、供用開始した6月分より含む。）

本年度の収益的収支は、消費税を除き収入額1,596,011千円、支出額1,400,470千円の執行となり、195,541千円の純利益を生じ、219,719千円の繰越欠損金を差し引き当年度未処理欠損金が24,178千円となりました。

一方、資本的収支におきましては、収入額5,315,202千円、支出額5,249,614千円の執行となり、65,588千円収入が支出を上回りましたが、これは、流域関連公共下水道の第1期事業分を平成18年6月1日に供用開始したことにより、受益者負担金が増収となったことによるものです。

また、資本的収支の収入におきまして2,785,900千円、支出におきまして3,092,835千円を翌年度に繰越しました。

ハ 建設改良事業について

下水道の整備については、流域関連公共下水道事業の処理区域の拡大並びに浸水対策等下水道施設の整備拡充を図るとともに、特定環境保全公共下水道事業（五十鈴川処理区）の施設改良等を行いました。

汚水整備工事としては、流域関連公共下水道区域において12,329m、小俣公共下水道区域において173mを整備（管延長）しました。

雨水整備工事としては、838mを整備（管延長）しました。また、ポンプ場整備においては、馬瀬第1ポンプ場の建築・機械設備・電気設備工事、小林ポンプ場の機械設備・電気設備工事、溝口No.2ポンプ場の土木・建築・機械設備・電気設備工事を実施しました。

平成19年度 上半期伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の業務状況

事業の概要

総括事項

伊勢市認知症対応型共同生活介護（おばたグループホーム）は、介護保険法による要介護者であって、認知症の状態にある者について、共同生活を営むことにより、家庭的な環境のもとで入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活の世話、及び機能訓練を営むことができるようにするために設置しました。

平成19年4月1日からの入居者延人数は9人で、平成19年9月末現在9人の方が利用しております。

経理の状況

上半期の収益的収支は、収入が18,156,325円、費用は21,421,454円で費用が収益を上回り、差し引き3,265,129円の損失となりました。

収益は営業収益の18,156,325円のみで、その内訳はグループホーム使用料4,405,200円、介護報酬13,751,125円です。

費用も営業費用の21,421,454円のみで、その内訳は委託料が20,000,000円、減価償却費1,417,134円、その他営業費用4,320円です。

上半期（4月1日から9月30日まで）の営業内容

区 分	平成18年度	平成19年度	対前年比
入居者数	10	9	1
退居者数	1	0	1

平成19年度 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算執行状況(上半期・4月～9月)

(1) 収益的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額				執行額	予算額に比べ 執行額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による 支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 グループホーム事業収益	36,316,000	0	0	36,316,000	18,156,325	18,159,675	
第1項 営業収益	36,315,000	0	0	36,315,000	18,156,325	18,158,675	
第2項 営業外収益	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
合 計	36,316,000	0	0	36,316,000	18,156,325	18,159,675	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額								執行額	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額	予算額に比べ 執行額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法 第24条第3項の 規定による支出額	小 計	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額	合 計				
第1款 グループホーム事業費用	39,309,000	0	0	0	0	39,309,000	0	39,309,000	21,421,454	0	17,887,546	
第1項 営業費用	39,181,000	0	0	0	0	39,181,000	0	39,181,000	21,421,454	0	17,759,546	
第2項 営業外費用	123,000	0	0	0	0	123,000	0	123,000	0	0	123,000	
第3項 予備費	5,000	0	0	0	0	5,000	0	5,000	0	0	5,000	
合 計	39,309,000	0	0	0	0	39,309,000	0	39,309,000	21,421,454	0	17,887,546	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額					執行額	予算額に比 べ執行額の 増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通次 繰越額に係る 財源充当額			
合 計	0	0	0	0	0	0	0	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額							執行額	翌年度繰越額			予算額に比 べ執行額の 増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定 による繰越額	継続費通次繰越 額	合 計		地方公営企業法 第26条の規定 による繰越額	継続費通次繰越 額	合 計		
第1款 資本的支出	1,801,000	0	0	1,801,000	0	0	1,801,000	0	0	0	0	1,801,000	
第1項 企業債償還金	1,801,000	0	0	1,801,000	0	0	1,801,000	0			0	1,801,000	
合 計	1,801,000	0	0	1,801,000	0	0	1,801,000	0	0	0	0	1,801,000	

損益計算書

自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
グループホーム事業営業費用	21,421,454	グループホーム事業営業収益	18,156,325
委託料	20,000,000	グループホーム使用料	4,405,200
減価償却費	1,417,134	介護報酬	13,751,125
その他営業費用	4,320	その他営業収益	0
グループホーム事業営業外費用	0	グループホーム事業営業外費用	0
支払利息	0	雑収益	0
雑支出	0		
当年度純損失	3,265,129		
合 計	18,156,325	合 計	18,156,325

貸借対照表

平成19年9月30日現在

資 産		負 債 ・ 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
固定資産	88,092,046	固定負債	0
有形固定資産	87,938,046	借入金	0
建物	84,348,600	流動負債	0
構築物	610,050	一時借入金	0
工具・器具及び備品	10,186,470		
車両及び運搬具	692,945	(資本の部)	
減価償却累計額	7,900,019	資本金	17,376,913
無形固定資産	154,000	繰入資本金	10,000,000
電話加入権	154,000	借入資本金	7,376,913
流動資産	9,052,071	剰余金	79,767,204
現金預金	4,929,091	資本剰余金	81,082,015
未収金	4,122,980	国庫補助金	22,000,000
前払金	0	県補助金	11,000,000
		他会計補助金	48,005,015
		その他資本剰余金	77,000
		利益剰余金	1,314,811
		前年度繰越利益剰余金	1,950,318
		当年度純利益	3,265,129
資 産 合 計	97,144,117	負 債 ・ 資 本 合 計	97,144,117

固定資産現在高表

(単位：円)

資産の種類	年度当初現在高	期中増加額	期中減少額	上期末現在額	減価償却累計額	上期償却未済額
固定資産	95,992,065	0	0	95,992,065	7,900,019	88,092,046
有形固定資産	95,838,065	0	0	95,838,065	7,900,019	87,938,046
建物	84,348,600	0	0	84,348,600	3,683,000	80,665,600
構築物	610,050	0	0	610,050	130,725	479,325
工具・器具及び備品	10,186,470	0	0	10,186,470	3,787,463	6,399,007
車両運搬具	692,945	0	0	692,945	298,831	394,114
無形固定資産	154,000	0	0	154,000	0	154,000
電話加入権	154,000	0	0	154,000	0	154,000
計	95,992,065	0	0	95,992,065	7,900,019	88,092,046

建物・構築物は、起債の償還に対して減価償却をする

工具・器具及び備品は、受贈財産であるが、定額法(4年間～8年間。品目によって異なる。)で減価償却をする。

車両及び運搬具は、受贈財産であるが、定額法(4年間)で減価償却をする。

企業債現在高表

(単位：円)

借入先	年度当初未償還高	上期分		上期末未償還額
		発行額	償還額	
三重県振興事業貸付金	7,376,913	0	0	7,376,913
計	7,376,913	0	0	7,376,913

平成18年度決算の状況

1. 概況

(1) 総括事項

伊勢市認知症対応型共同生活介護（おばたグループホーム）は、介護保険法による要介護者であって、認知症の状態にある者について、共同生活を営むことにより、家庭的な環境のもとで入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話、及び機能訓練を営むことができるようにするために設置しました。

平成18年度中の入居者延人員は11名で、期間中2名の退居があり年度末現在9名の方（定員9名）が利用されております。

営業

本年度の営業は、次表のとおりでした。

区 分	グループホーム事業		
	平成17年度	平成18年度	増 減
入居者数	10	11	1
退居者数	1	2	1

経理

収益的収支

本年度の収益は36,103,288円、費用は38,662,923円で差引 2,559,635円となり純損失となりました。

収益は、営業収益が36,103,288円で、その内訳はグループホーム使用料8,439,300円、介護報酬26,436,442円、その他営業収益1,227,546円です。

費用は、営業費用が38,513,037円で、その内訳は委託料35,647,000円、減価償却費2,834,277円、その他営業費用31,760円、営業外費用は149,886円で、支払利息146,386円、雑支出3,500円です。

資本的収支

費用は1,772,197円で、その内訳は企業債返還金です。

伊勢市告示第 129 号

伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第 15 条第 2 項の規定により、廃物認定外放置自動車を次のとおり告示します。

この放置自動車の所有者等又はこの放置自動車の所有者等に心当たりのある方は、申し出てください。

なお、この告示の日の翌日から起算して 6 月を経過しても申出がないときは、当該放置自動車を不要物として処分します。

平成 19 年 12 月 26 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 廃物認定外放置自動車

整 理 番 号	1907			
警告書はり付け日	平成 19 年 8 月 27 日			
放 置 場 所	伊勢市中島 2 丁目地内 宮川堤公園駐車場			
放置自 動車の 形態等	メーカー名	三菱	塗 色	白色
	車 名	ミニカ	自動車登録 番 号	三重 41 < 2939
	型式・種別	M-H21V・軽自動車	車 台 番 号	H21V-0081022

2 申出先 伊勢市都市整備部維持課管理係

(電話 0596-21-5589)

伊勢市告示第 130 号

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 及び同法第 115 条の 14 の規定により、指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 10 第 2 号及び同法第 115 条の 18 第 2 号並びに伊勢市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則（平成 18 年伊勢市規則第 16 号）第 6 条の規定により、次のとおり告示します。

平成 19 年 12 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 介護保険事業者番号

2470800893

2 事業者の名称及び所在地

名称 デイサービスセンター認知 大地の杖

所在地 伊勢市小木町 565 番地 1

3 申請者及び主たる事業所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

申請者 株式会社 大地開発

主たる事業所の所在地 伊勢市小木町 565 番地 1

代表者氏名 代表取締役 大南当伊子

代表者住所

多気郡明和町大字竹川 238 番地

4 廃止の年月日

平成 19 年 11 月 30 日

5 サービスの種類

認知症対応型通所介護

介護予防認知症対応型通所介護

伊勢市選管告示第 80 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の 4 第 7 項の規定により、公職選挙法第 28 条の 2 第 1 項及び第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について、次のとおり公表します。

平成 19 年 12 月 27 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 公表に係る閲覧状況の期間 | 自 平成 18 年 11 月 1 日
至 平成 19 年 10 月 31 日 |
| 2 | 閲覧の状況 | 別紙のとおり |

選挙人名簿抄本の閲覧状況

期 間 自 平成18年11月1日
至 平成19年10月31日

公職選挙法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係るもの（総務省令で定めるものを除く。）

番号	申出者	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申し出者が法人の場合主たる事務所の所在地	備考
1	(株)報道新聞社	若年層の政治・選挙に関する意識調査	H18.11.17	全地区20歳代の男女200件、無作為抽出	東京都中野区東中野1-51-1-201	第28条の3第1項
2	名豊コンサルタント	三重県民意識基礎調査（県民しあわせプラン）	H18.12.20	全地区無作為286名	名古屋市中区松原2-2-33	第28条の3第1項
3	(財)中央調査社	時事世論調査	H18.12.12	勢田町・中之町楠部町・鹿海町90件	東京都中央区銀座6-16-12	第28条の3第1項
4	(財)中央調査社	東京大学大学院人文社会系研究科の社会意識に関する調査	H18.12.27	岡本2丁目15件	東京都中央区銀座6-16-12	第28条の3第1項
5	(株)サーベイリサーチセンター名古屋事務所	三重県政策部の1万人アンケート調査	H19.2.21 2.22	全地区無作為987件	名古屋市中村区名駅三丁目8番7号	第28条の3第1項
6	チアフル(株)	三重県広聴広報室の行うIT広聴事業のモニター（eモニター）募集に係る案内送付	H19.2.14	全地区無作為780件	志摩市阿児町鵜方4072-1	第28条の3第1項
7	チアフル(株)	三重県広聴広報室の行うIT広聴事業のモニター（eモニター）募集に係る案内送付	H19.2.26	全地区無作為180件	志摩市阿児町鵜方4072-1	第28条の3第2項
8	(株)NTT西日本三重	NHKの第21回参議院選挙意識調査	H19.5.2	明倫第2・中島第3北浜第1・小俣第1区60件	津市桜橋2丁目149	第28条の3第1項
9	松浦 美佐子	住所不明を確認	H19.5.31	勢田町・矢持町東豊浜町・河崎・大湊町30件		第28条の2第1項

番号	申出者	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申し出者が法人の場合主たる事務所の所在地	備考
10	(社)中央調査社	東京大学大学院人文社会系研究科の社会意識に関する調査「アジアンバロメーター調査」	H19.6.18	尾上町の一部7名	東京都中央区銀座 6-16-12	第28条の3第1項
11	松浦 美佐子	名簿住所不明の人の確定	H19.6.15	辻久留・大世古・曾祢宮町・宮川・常磐・小俣 50件		第28条の2第1項
12	松浦 美佐子	名簿の訂正	H19.6.21	中島・船江・下野神社・西豊浜・村松有滝・磯・東大淀・中須 91件		第28条の2第1項
13	中央コンサルタント(株)三重事務所長	三重県県土整備部の新道路整備戦略見直し検討業務アンケート調査	H19.8.8	全地区無作為286人	津市栄町二丁目312	第28条の3第1項
14	(株)日本開発研究所三重	三重県環境森林部のごみゼロ社会をめざす県民意識調査	H19.9.5	全地区無作為500件	津市広明町121-2	第28条の3第1項
15	(株)地域社会研究所	三重県防災危機管理部の防災に関する県民意識調査	H19.9.18	全地区無作為358名	京都市中京区蛸薬師通鳥丸西入橋弁慶町228	第28条の3第1項
16	共同通信社	日本世論調査会面接世論調査	H19.9.20	豊浜第1・小俣第3区 24名	東京都港区東新橋 1-7-1	第28条の3第1項
17	朝日新聞津総局	政治的課題に関する有権者の意識調査	H19.9.27	小俣第3区10名	津市中央9-2	第28条の3第1項
18	(株)報道新聞社	若年層の政治・選挙に関する意識調査	H19.10.10	全地区20歳代の男女 80件、無作為抽出	東京都中野区東中野 1-51-1-201	第28条の3第1項
19	(株)RJCリサーチ	総務省統計局統計調整部の家計消費状況調査	H19.10.12	岡本2丁目50件	東京都千代田区神田 小川町3-20	第28条の3第1項

伊勢市上下水道事業告示第 71 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 10 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 19 年 12 月 20 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
72(二見) 44(小俣)	木下設備	伊勢市船江 3 丁目 11 番 41 号	平成 19 年 12 月 11 日

伊勢市上下水道事業告示第 72 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 177 号) 第 5 条の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の平成 20 年度賦課対象区域を定めたので告示します。

平成 19 年 12 月 27 日



伊勢市長 森 下 隆 生

平成 20 年度賦課対象区域

吹上 1 丁目、河崎 1 丁目、船江 1 丁目、船江 4 丁目、本町、宮後 1 丁目、
宮後 2 丁目、宮後 3 丁目、一之木 5 丁目、竹ヶ鼻町及び小木町の各一部

平成20年度賦課対象区域



凡 例	
	平成20年度賦課対象区域
	供用区域

伊勢市公告第 81 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 19 年 12 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（利用権設定）

利用権を設定する人	利用権の設定を受ける人	利用権設定面積	備考
3 人	2 人	5658 m ²	3 年
101 人	13 人	568616.26 m ²	5 年
5 人	3 人	44362 m ²	10 年

伊勢市病院事業公告第8号

次のとおり職員の採用試験を行います。

平成19年12月28日

伊勢市病院事業管理者 世古口務

1 採用職種及び採用予定者数

区分Ⅰ 細胞検査士（臨床検査技師） 1人

区分Ⅱ 理学療法士 1人

2 受験資格

次の各号に該当する方

- (1) 区分Ⅰについては、昭和53年4月2日以降に生まれた方で、日本臨床細胞学会と日本臨床病理学会が認定する細胞検査士の資格と臨床検査技師の免許を有する方
- (2) 区分Ⅱについては、昭和53年4月2日以降に生まれた方で、理学療法士の免許を有する方
- (3) 市立伊勢総合病院に通勤ができ、かつ、区分Ⅰについては宿日直勤務が可能な方
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）の規定に該当しない者
- (5) 日本国籍を有しない者（外国籍の者）は、永住者又は特別永住者の在留資格を有すること。

なお、外国籍の者は、採用後公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職には任用できません。

3 試験の方法

小論文及び口述試験（面接）

4 受験手続

(1) 申込方法

市立伊勢総合病院総務課において交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真をはり付けた上、次の書類を添えて、受験者本人が持参するか、又は郵送してください。

添付する書類
①住民票の写し（本人のみ）
②返信用封筒2通（80円切手をはり付けて、連絡先の住所及び氏名を記入すること。）
③当該資格及び当該免許証の写し
④日本国籍を有しない者（外国籍の者）は、永住者又は特別永住者の在留資格を証する書類

(2) 申込受付期間

平成20年1月7日（月）から平成20年1月31日（木）まで

（午前8時30分から午後5時15分まで。日曜日、土曜日及び祝日は除きます。）

ただし、郵送の場合は、平成20年1月29日（火）付消印まで有効とします。

5 試験の日時及び場所

平成20年2月17日（日）に行いますが、時間及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

6 合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

試験の結果に基づいて決定します。

(2) 発表

平成20年3月上旬までに受験者に通知します。

7 採用予定年月日

平成20年4月1日

8 給与

伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第124号）及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年病院事業管理規程第16号）の規定に基づき支給します。

9 その他

この試験についての問い合わせは、市立伊勢総合病院総務課へしてください。

（電話 0596-23-5111 内線213、214）

郵送の場合の送り先は次のとおりです。

なお、朱書きで「職員採用受験申込書」と記入してください。また、書類に不備があり受理できない場合、至急連絡する必要があるため、申込書には必ず連絡先（電話番号）を記入してください。

〒516-0014 伊勢市楠部町3038番地 市立伊勢総合病院総務課

電話 0596-23-5111 内線 213、214